

業務名称：寄附金受付システムの導入・保守・管理及び寄附金回収にかかる業務委託

(公告日：2025年12月19日 調達管理番号：25a00514)について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 15	3. 要件等 > 3.1 寄附金受付システムに求める要件 > (2)	「寄付者・管理者（JICA）双方のアクセサビリティとして」とありますが、直下の表では、一例ではありますが、「寄附情報にかかるデータダウンロード（Excelファイル等）」と管理機能に関する記述も見受けられます。管理機能と解釈できるものに関しては、管理者（JICA）のみに適用される認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。管理機能と解釈できるものに関しては、管理者（JICA）のみに適用されます。
2	P. 16	3. 要件等 > 3.2 その他、本契約求める要件	③に「必要に応じ、寄附情報の引継ぎ」とありますが、どのような引継ぎをご想定でしょうか。CSVによる寄付申込情報の出力程度の認識で相違ないでしょうか。	システムの切り替えにあたり、寄附情報の出力など移管に関連する対応をJICAが求めた場合には、受注者が扱うシステムの仕様上可能な範囲で対応を行うことを求める趣旨です。なお、システムの仕様上対応が不可能な事項まで求めるものではありません。
3	P. 16	3. 要件等 > 6 経費支払方法（成果物との関係）	ご認識の範疇かと存じますが、ご利用開始後は月額費用のほか、決済毎に諸経費が発生致します。「発注者による検収が完了した後、受注者は請求書を発行してください」とあります、ご利用実績に応じて自動計算された請求書を所定の期日で発行する形でご了承いただけますでしょうか。	各社のシステム仕様上、請求書の発行日が特定される場合には、所定の期日での発行で結構です。
4	P. 18	第2 別紙 > (2)	サービス単体で提供できるSaaS、PaaS等を想定した内容かと存じます。しかしながら、本件では各決済会社が提供する決済を含めたサービス提供となるため、内容によっては電子決済のガイドラインと適合しない場合がございます。一例ですが、データ削除に関する条文がありますが、個人情報であるカード情報およびその決済情報はガイドライン上で保存義務があり、利用者による申告があっても削除することができません。本文に「以下の要件を満たすこと」とありますが、個別調整が可能な要件としてご調整をお願いできますでしょうか。	原則として、当該資料に記載の要件を満たしていただく必要があります。ただし、電子決済に関わる個人情報管理など、別途定められた規則やガイドライン等に基づく対応が必要となる場合もあると認識しています。そのため、本要件にかかる詳細については、「ISMAP管理基準対応リスト※」を通じて確認いたします。（ISMAP管理基準対応リストにおいて非採用となる項目については、その理由やリスク軽減策等を確認させていただくこととなります。） ※P. 24「第3 技術提案書の作成要領>3. 入札参加資格及び契約締結の要件（「要機密情報を取り扱う」クラウドサービス利用に関し）>(2)」参照
5	P. 47	個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策	ISMS、Pマークといった外部機関による認証を必須とする本件にて、セキュリティ対策書を別紙された意図をお伺いできますでしょうか。どのような観点で確認・回答するべきか参考にしたく存じます。	契約書（案）別紙の「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」は、昨今委託先や再委託先において情報漏えいが発生する事案が増加していることから、サプライチェーン・リスクへの対応のため、JICAの要保護情報を取り扱う契約の場合に一律に含めることとなっているものであり、技術提案書において回答を求めるものではありません（※リンク先参考）。 他方、ISMSやPマークは政府の定めるISMAP管理基準の管理策基準が求める対策と同等以上であることを確認するために最低限の必須要件として設定しているものです（但し、ISMSやPマークのみでISMAP管理基準を満たすことではありません）。 なお、「第1 入札手続>1.6. 契約書の作成及び締結> (3)」において記載のとおり、「第5 契約書（案）」による締結が商習慣上難しく、受注者側が定める遵守事項（サービス利用申込書やサービス利用規約、またはそれに準ずるもの）による契約締結が必要な場合には、契約書（案）は用いずに契約することになりますので、別紙も含みません。 (本質問を受けて、第1 入札手続>1.8. その他> (7) を訂正しますので訂正内容もご確認ください。)
				※外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応について
6	P. 26	評価表 > 類似業務の経験	「より最近のものに対し、高い評価を与える。」とありますが、寄附金受付システムの多くがASPサービスとして展開しているため、導入年次によらず常に最新の機能を提供しているものと存じます。 そのため、最近のものに絞って例示するよりも、継続年数が長期となる導入先も含めた方が導入先の満足度を示す指標になると考えられます。恐れ入りますが、契約期間も評価軸の一つとしてご検討いただくことは可能でしょうか。	ご指摘の「寄附金受付システムは導入年次によらず常に最新の機能を提供している」点については、認識いたしました。類似業務の経験につきましては、過去10年間のうち、どの業務を事業提案書にて例示するかは各社のご判断にお任せしており、評価表に記載のとおり、契約期間・時期に限定せず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性等も鑑み、総合的に評価させていただきます。
説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
1	P. 13	第1 入札手続 1.8. その他 (7)	契約締結後には、令和5年度版「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（別添1）を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（別添2）にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行うこと。 (※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。)	下記の赤字部分を追記します。 「第5 契約書（案）」に基づき契約締結する場合 、契約締結後には、令和5年度版「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」及びこれに準拠する機構内関連規程に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」（別添1）を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」（別添2）にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行うこと。 (※別添1及び別添2については契約書案を参照してください。)